

衆議院

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・建設コンサルタント等）作成の手引き

【令和5・6年度版】

一般競争（指名競争）参加資格審査について

衆議院には国会議事堂をはじめとする様々な施設があります。

衆議院営繕課・電気施設課はこれらの施設の機能を保ち、また必要に応じ向上させていくことにより、国会の円滑な議会運営を支えていくことを目的としています。

衆議院の発注する業務は、議会運営の一翼を担っている重要な公共事業であり、これらを施工するための基礎資料の作成等を担当し、守秘義務も課されうる極めて重要な業務ですので、その発注に当たっては、優良な業者を選定し、契約内容の適正な履行を確保することが求められています。

そこで、衆議院の発注する業務では業務を受注するにふさわしい優良な業者の選定を行うための一環として、資格審査を行った上、有資格者名簿に登録する制度を実施しています。

衆議院の業務の受注を希望する業者は、前述の「有資格者名簿」に登録される必要があります。

有資格者名簿は2年ごとに更新されますので、以下の要領により登録の申請をお願いします。

◎申請書類等の提出について

新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減及び感染拡大を防止するため、衆議院では「競争参加資格審査申請」は郵送による受付のみとさせていただきます。

また、今回から申請書類は紙ではなく、電子ファイル化したものをCD-Rに格納したものを郵送により提出していただく方式になりますのでご了承ください。

なお、様式等の印刷物による配布、販売は行っておりませんのでご了承ください。

特別な事情により、データによる提出が困難な方はご連絡ください。

・登録までの流れ

- ① 申請書をダウンロード
- ② 申請書に入力
- ③ 添付書類をPDFにして②の申請書（Excelデータ）と共にCD-Rに格納
- ④ 内容を確認し、ウィルススキャンを実施
- ⑤ 衆議院に提出（郵送）
- ⑥ 申請書類等の審査、業種区分ごとに総合点数を算定、有資格者名簿作成
- ⑦ 申請者に資格決定通知書を送付

申請書類は、掲載している様式をダウンロードし、必要事項を入力し、PDF による添付資料と共に CD-R に格納し、下記の送付先に必ずレターパック又は記録の残る郵便（簡易書留、特定記録）で提出してください。

その際、入力内容に間違いがないか、また、保存が確実にされているか再度確認してください。

【申請書及び添付書類の一覧】

1. 競争参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
2. 業態調書
3. 営業所一覧表
4. 測量等実績調書
5. 技術者経歴書
6. 登記事項証明書（法人の場合）、身元証明書（個人の場合）の写し
7. 登録証明書等の写し
8. 財務諸表（直前1年間の事業会計年度分に係る貸借対照表、損益計算書等）
9. 納税証明書（その3の3（法人）、その3の2（個人）
－未納税額のない証明用）の写し（電子証明可）
10. 委任状（行政書士等が代理申請する場合のみ提出が必要）
11. 返信用封筒（84円分の郵便切手を貼付したもの）

* 上記の1～5はダウンロードしたファイルに入力してください。

* 上記の6～9は書類をPDFにして添付してください。

* 上記の10は正本を提出してください。

送付時の封筒宛名の記載等は別添「令和5・6年度競争参加資格審査申請（測量・建設コンサルタント等）について」を参照し作成してください。

【送付先】

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-7-1 衆議院庶務部営繕課契約係

*** 庁舎窓口での受付は致しませんのでご注意ください。**

◎ セキュリティ確保のため、CD-R にデータの格納が完了したら必ずウイルススキャンを実施してからお送りください。

提出された内容の不備やデータ異常がありますと受理できませんので十分に確認をしてください。

・有資格者名簿の公表

平成13年4月1日より「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年法律第127号)が制定され、入札及び契約過程等の一層の透明化を目指す観点から、「有資格者名簿」を衆議院ホームページの調達情報に公表しています。

公表の内容

- ・商号又は名称及び住所
- ・役職及び代表者氏名

・申請書を提出できない方

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

・欠格要件

会計法(昭和22年法律第35号)に基づき、衆議院の発注する業務においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争(指名競争)参加資格を有しないこととしています。

① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条に該当する者

- イ 当該契約を締結する能力を有しない者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条 第1項各号に掲げる者
 - 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)

② 予算決算及び会計令第71条第1項各号に該当すると認められる者

- イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
- ト イ～ヘにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者

- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）
若しくは添付書類又は資格審査申請用データの中の重要な事項に虚偽の記載をし、
又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

- ・ **申請書の押印**

行政書士等による代理申請に係る委任状以外の申請書類に押印は不要です。

1 申請書（測量・建設コンサルタント等）の作成方法 （書式をダウンロードして入力）

* 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準・第二水準に規定されているものとします。
それ以外の漢字は、類似漢字若しくは仮名に置き換えてください。

- (1) 「01 1 新規／2 更新」欄 は、該当する申請区分の番号（1 又は 2）に○印を付けてください。
なお、（1 新規）とは、衆議院に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回（平成 31・32 年度）の申請をおこなっていない場合です。
- (2) 「02 適格組合証明」欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (3) 「04 法人番号」欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載してください。
- (4) フリガナの欄は、カタカナで記載してください。
- (5) 「06 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字は、下表の略号を用いてください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人				
略号	(一財)	(一社)	(公財)	(公社)	(特財)	(特社)				

- (6) 「14 登録を受けている事業」欄は、次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載してください。

① 測量業者

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。

- ② 建築士事務所
建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。
 - ③ 建設コンサルタント
建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ④ 地質調査業者
地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑤ 補償コンサルタント
補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
 - ⑥ 不動産鑑定業者
不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
 - ⑦ 土地家屋調査士
土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載してください。）。
 - ⑧ 司法書士
司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
 - ⑨ 計量証明事業者
計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受けている場合。
 - ⑩ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名を空白の欄に記載する。
- (7) 「15 設立年月日（和暦）」欄は、登記事項証明書記載の設立年月日を記載してください。
- (8) 「16 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれ

かに該当する」にレ点を入れ、上記に該当しない場合は「□該当しない」にレ点を入れてください。

(9) 「17 測量等実績高」の各欄は、次により記載してください。

ア 「資格希望業種」欄は、衆議院が設定した業種区分に対応した競争への参加を希望する業種に○印を付する（希望できる業種区分は、衆議院が設定したものに限ります。）。

イ 「②直前2年度分決算」、「③直前1年度分決算」及び「④直前2か年間の年間平均実績高」の各欄は、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載してください（決算が1事業年度1回の場合は、「②直前2年度分決算」及び「③直前1年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち右欄のみに記載してください。）ほか、「①競争参加資格希望業種区分」にない業種の実績高（ただし、測量・建設コンサルタント等業種に限る。）は、「その他」に一括して計上してください。なお、「③直前1年度分決算」とは基準日において確定した決算を含む過去1年間の決算を、「②直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「④直前2ヶ年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれ言います。また、個人企業から会社組織に移行した場合又は他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体又は吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限ります。）を含めた実績を記載します。

(10) 「18 有資格者数」欄は、衆議院が指定する資格者の範囲に従い該当職員数を記載する。記載する有資格者数は自社の常勤職員のみとし、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しません。

(11) 「20 自己資本額」の各欄は、次により記載します。

ア 「①株主資本」欄は、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載します。

また、外資系企業の場合は、「①株主資本」欄の上段（ ）内に外国資本の額を内数で記載する。組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に、利益剰余金を加えた額の合計額を記載します。

イ 「②評価・換算差額等」欄は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があつた場合は、その合計の額を記載します。

ウ 「③新株予約権」欄は、新株予約権があつた場合はその額を記載します。

※ 個人にあつては、「④計」欄に、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額を記載します。

(12) 「24 外資状況」は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付すとともに、[]に外国名を、（ ）内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載します。

なお、「2 日本国籍会社（外資比率 100%）」とは 100 パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれ言います。

(13) 「25 営業年数等」の「④営業年数」欄は、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2 業種以上のときは最も早い開始日）から基準日までの期間を記載する。ただし、当該事業を中断した期間がある場合は、その期間を排除した期間（1 年未満切捨て）を記載します。

(14) 「26 常勤職員の数」の「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄は、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③その他の職員」欄は、それ以外の職員の数を記載します。また、「④ 計」欄は、法人にあっては常勤役員の数を含めたものを、個人にあっては事業主を含めたものをそれぞれ記載し、「⑤役職員等」欄は、常勤役員又は事業主の数を内数で記載します。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することを言います。

2 添付書類の作成方法

(1) 業態調書（書式をダウンロードして入力）

(2) 営業所一覧表（書式をダウンロードして入力、PDF でも可）

この様式は、申請日現在で作成するとともに、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとします。なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(3) 測量等実績調書（書式をダウンロードして入力、PDF でも可）

この様式は、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとします。なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(4) 技術者経歴書（書式をダウンロードして入力、PDF でも可）

この様式は、様式の末尾にある記載要領に従って記載することとします。なお、記載事項が 1 葉で終わらない場合は、同一の様式で延長してください。

(5) 登記事項証明書（法人の場合）又は申請者の住所を管轄する市区町村が発行した身元証明書（個人の場合）の写し（PDF にして提出）
（証明年月日が申請書提出時から 3 か月以内のものに限ります。）

(6) 登録証明書等の写し (PDF にして提出)

1 - (6) の①から⑩までに掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書です。なお、競争への参加を希望しない業種に係るものの提出は不要です。

(7) 財務諸表類 (PDF にして提出)

申請者が自ら作成している直前 1 年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書及び注記表 (個人にあっては、これらに類する書類) です。

(8) 納税証明書の写し (PDF にして提出)

直前 1 年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書 (その 3 - 3 (法人)、その 3 - 2 (個人) 未納額のない証明用) の写しを提出してください。(証明年月日が申請書提出時から 3 か月以内のものに限ります。)

(9) 委任状 *行政書士等による代理申請の場合、正本を提出してください。

代理申請を行う場合は、申請者本人から申請代理人への委任状の提出が必要です。委任状は、掲載している様式を使用し、必ず次の条件を満たしたものの正本を提出してください。

なお、行政書士法により、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成する業務を行うことができるのは行政書士に限られていますので、注意してください。

① 委任状の日付が申請日から 3 か月以内のもの。

② 委任の範囲が具体的に記載してあること。

※ただし、資格認定通知書の受領の権限を委任することはできません。

③ 受任者が行政書士の場合は、行政書士の登録番号 (行政書士証票の番号) の記載があること。

④ 委任者の氏名、住所の記載及び押印、受任者の氏名、住所の記載があること。

※ 測量法第 55 条の 8 による書類を国土交通大臣に提出し、その写しを提出した者である場合は、(2) 営業所一覧表、(4) 技術者経歴書、(5) 登記事項証明書、(6) 登録証明書及び(7) 財務諸表類の添付を省略することができる。

また、建設コンサルタント登録規程第 7 条、地質調査業者登録規程第 7 条又は補償コンサルタント登録規程第 7 条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合は、(2) 営業所一覧表、(4) 技術者経歴書、(5) 登記事項証明書、(6) 登録証明書及び(7) 財務諸表類の添付を省略することができます。

3 外国事業者が申請する場合の提出書類等

- (1) 申請書の「05 本社(店)住所」欄は、本社(店)の所在する国名及び所在地名を記載してください。なお、日本国内に連絡場所がある場合は、その所在地を欄外に記載してください。
- (2) 申請書の「06 商号又は名称」欄は、株式会社等の法人の種類を表す漢字が商号にない場合は、略号の記載は不要です。
- (3) 登記簿謄本又は身元証明書及び納税証明書は、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とします。
- (4) 提出する書類等について、外国語で記載された事項は、日本語の訳文を添付してください。
- (5) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合は、基準日における出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た邦貨額を記載してください。

4 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものとします。